

輸入麦の売渡しに係る買受資格を取得するための申請についてのお知らせ

令和7年9月17日

農林水産省農産局長

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成6年法律第113号。以下「食糧法」という。）第42条の規定に基づき農林水産省農産局長（以下「農産局長」という。）が食糧用として輸入した麦（以下「輸入麦」という。）については随意契約により販売することとし、輸入麦の買入れ・販売等に関する基本要領（平成21年7月1日付け21総食第102号総合食料局長通知。以下「基本要領」という。）において、輸入麦の買受資格者の要件を定めております。

ついては、令和7年12月1日から令和10年11月30日まで販売する輸入麦の買受資格を取得するための申請を下記により受け付けますので、当該申請を行う場合は、下記事項を御理解の上、輸入麦買受資格承認申請書に必要書類を添えて提出してください。

審査の結果、買受資格を有すると判断された申請者は、買受資格者として、随意契約登録者名簿に登録されることとなります。

なお、買受資格を有すると認めるときは、基本要領第4章Ⅰ第3の4の(2)に定める輸入麦等の特別売買契約に係る買受資格を有する者とみなします。

記

1 契約の種類について 輸入麦の売買契約

2 買受資格者の要件について

買受資格者は、以下の要件の全てを満たす需要者（麦を原料とした製品の製造又は加工を業とする者（団体を除く。）をいう。）又は団体（中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づいて設立された協同組合及び協同組合連合会のうち、主として麦を原料とした製品の製造又は加工を業とする法人又は個人を構成員とするものであって、麦又はその加工・調製品の売買行為を行うものをいう。）であって、農産局長が買受資格を有すると認めた者とします。

- (1) 買受目的（製粉用・醤油用等の輸入麦の使用目的をいう。）に合った設備を有している（団体の場合は、当該団体の構成員が買受目的に合った設備を有している）

こと。

- (2) 申請者（代表者、代理人及び役員を含む。）が麦の流通に関する法令の規定により罰金以上の刑に処せられた者にあつては、その執行が終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過していること。
- (3) 基本要領第3章Ⅰ第2の5の(1)又は(2)により買受資格の取消しを受けた者にあつては、その取消しの日から2年を経過していること。
- (4) (1)、(2)及び(3)の要件を全て満たしている場合であっても、申請書及び審査に必要な書類に故意に虚偽の記載をした者又はこれを代理人、支配人その他の使用人として使用する者については、特別の事情がある場合を除き、買受資格者としません。

3 資格審査の申請の受付期間及び受付場所について

- (1) 受付期間 令和7年9月17日（水）から令和7年10月10日（金）まで
なお、この期間以外においても、随時申請を受け付けます。
- (2) 受付場所 〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1
農林水産省農産局農産政策部貿易業務課 麦類業務班
(別館2階 ドア番号：別214)
TEL 03(3502)8111（代表）
内線 5013

(3) 申請方法

ア 持参する場合

申請に必要な書類を、上記(1)の期間（ただし、閉庁日を除く。）の午前10時から午後5時までの間に上記(2)の場所まで持参してください。

イ 郵送する場合

申請に必要な書類を、特定記録等、配達記録が確実に残る方法により受付期間内に必着するよう送付してください。なお、封筒の表面に、朱書きで「輸入麦買受資格承認申請書在中」と記載して下さい。

ウ 電子メールによる場合

公示の際に別途定める「問い合わせ先」に送付先メールアドレスを確認し、件名を「輸入麦の買受資格を取得するための申請書類（申請者名）」とし、本文に「連絡先」と「担当者名」を記載し、送付してください。

4 資格審査の申請に必要な書類について

申請に当たっては、輸入麦買受資格承認申請書（様式3-I-1）のほか、次に掲げる書類を提出して下さい。

(1) 申請者が需要者の場合

- ① 工場等設備状況報告書（別紙様式1）
- ② 営業経歴書（現在使われている事業の全てが記載されているもの）
- ③ 履歴事項全部証明書又は登記簿謄本

- ④ 財務諸表（貸借対照表、決算内訳書及び損益計算書）
- ⑤ 納税証明書
- ⑥ 誓約書（別紙様式２）
- ⑦ 名称等の公表に関する同意書（別紙様式３）
- ⑧ その他審査に必要と認めた書類

(2) 申請者が団体の場合

- ① 団体の定款
- ② 団体の事業計画書
- ③ 団体の共同購入に参加する構成員の名簿（以下「共同購入者名簿」という。）
- ④ 団体及び共同購入者（共同購入者名簿に記載されている構成員をいう。以下同じ。）ごとの工場等設備状況報告書（別紙様式１）
- ⑤ 団体及び共同購入者ごとの営業経歴書（現在行われている事業の全てが記載されているもの）
- ⑥ 団体及び共同購入者ごとの履歴事項全部証明書又は登記簿謄本
- ⑦ 団体の財務諸表（貸借対照表、決算内訳書及び損益計算書）
- ⑧ 団体の納税証明書
- ⑨ 団体及び共同購入者ごとの誓約書（別紙様式２）
- ⑩ 団体及び共同購入者ごとの名称等の公表に関する同意書（別紙様式３）
- ⑪ その他審査に必要と認めた書類

5 申請書の記載方法等について

申請書及び記載方法等の詳細については、以下の記載要領を参照してください。

(1) 申請者が需要者の場合

別記 1 「食糧用輸入麦の買受けに必要な資格を取得するための申請書の提出及び記載要領（需要者用）」

(2) 申請者が団体の場合

別記 2 「食糧用輸入麦の買受けに必要な資格を取得するための申請書の提出及び記載要領（団体用）」

6 資格審査の結果通知について

審査の結果、買受資格の有無につき決定し、その旨を書面にて申請者に通知します。

7 随意契約登録者名簿について

- (1) 審査の結果、買受資格者として決定した申請者を、貿易業務課において管理する随意契約登録者名簿に登録します。
- (2) 随意契約登録者名簿には、買受資格者の商号又は名称、代表者氏名及び住所・電話番号が記載され、農林水産省ホームページにおいて公表されます。

8 買受資格の有効期間について

買受資格の有効期間は、令和 7 年 12 月 1 日から令和 10 年 11 月 30 日までです。

9 買受資格の停止又は取消しについて

(1) 買受資格者が、次のいずれかに該当することとなったときは、買受資格の停止又は取消しを行うことがあります。

- ① 麦の流通に関する法令の規定に違反する行為をした場合
- ② 食料安定供給特別会計（食糧管理勘定）事業用物品競争契約指名停止等措置要領（平成23年9月1日付け23生産第4314号生産局長通知）別表第1又は別表第2に掲げる措置要件のいずれかに該当する場合
- ③ 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条各号のいずれか又は予決令第71条第1項各号のいずれかに該当する場合
- ④ 買受資格者が、過去1年以上、食糧法第42条の輸入麦の買受けを行っていない場合
- ⑤ 買受資格者が2の要件を満たさないと認められる場合
- ⑥ 買受資格者が基本要領第3章Ⅰ第6の12により受領した荷渡指図書（買受資格者が第4章Ⅰ第7の6の(3)により受領している場合には、当該荷渡指図書も含む。）を譲渡し、又は担保として提供した場合
- ⑦ 農産局長が食料安定供給特別会計事務取扱細則（平成19年3月30日付け18総合第1865号総合食料局長、経営局長通知）第59条に準じ、買受資格者が契約の相手方として不適当であると認める場合
- ⑧ 買受資格者の申出に基づく場合

(2) 買受資格者が、(1)に該当することにより、買受資格の停止又は取消しとなった場合には、その旨を当該者に通知します。また、その際には、その事実、理由及び停止又は取消しとなった者の名称を農林水産省ホームページにおいて公表します。

なお、資格の取消しを行った場合には、当該者を随意契約登録者名簿から削除します。

(3) 買受資格者が、買受資格を取り消された場合は、取消しの日から2年間は買受資格の申請を行うことができません。

(4) 買受資格の停止を受けている期間中の買受資格者は、輸入麦の販売に係る随意契約の見積合せに参加することができません。

10 秘密の保持

資格の審査に従事する職員は、この審査についての秘密に関する事項を他に漏らすことはありません。